# 【新制度の更新に関する Q&A 集】

（2026 年 2 月時点）

## 《１、日本専門医機構認定の各種講習会について》

Q１、日本専門医機構認定の講習会とは何か？

A１、日本専門医機構が認定する講習会は「共通講習」と「領域講習」に大別されます。

「共通講習」は、すべての基本領域専門医が共通して受講する必要がある項目となり、以下に分類されます。

【共通講習の分類】

１）医療安全
２）感染対策
３）医療倫理
４）医療制度と法律
５）地域医療
６）医療福祉制度
７）医療経済（保険医療等）
８）両立支援
９）臨床研究・臨床試験
１０）災害医療

※１）～８）は必修項目となり、5 年間に 1 単位以上が必要となります。
必須となる１）～８）の共通講習については、日本専門医機構において e ラーニングが公開されております。
また、本会におきましても一部の共通講習を e ラーニングで公開しております。

（日本外科学会 e ラーニングについて）
https://jp.jssoc.or.jp/modules/elearning/index.php?content_id=24

（日本専門医機構ホームページ：講習会について）
https://jmsb.or.jp/senmoni/#an08

「領域講習」は、外科専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習等への参加を目的とした講習会です。5 年間で最低 20 単位以上が必要となります。
※日本外科学会が主催および指定する外科総論に関する e-ラーニングを 5 年間のうち必ず

5 単位分は受講することが必須となります。

【講習会の必要単位数一覧】

| 項　目 | 取得単位 |
|---|---|
| i）診療実績の証明 | 10 単位（手術経験） |
| ii）専門医共通講習 | 最小 8 単位、最大 10 単位<br>（このうち 8 単位は必修講習） |
| iii）外科領域講習 | 最小 20 単位<br>（このうち 5 単位は外科総論講習を必修） |
| iv）学術業績・診療以外の活動実績 | 最小 2 単位、最大 10 単位<br>（このうち 2 単位は必修） |

Q２、講習会はどこで開催されているのか？

A２、「共通講習」は、１）各学会の定期学術集会やｅラーニング、２）日本専門医機構のｅラーニング、３）各医療機関や日本医師会・都道府県医師会等で開催されております。

　また、「領域講習」は各学会の学術集会やｅラーニング等で開催されております。

※外科領域として承認済みの講習会一覧につきましては、本会ホームページ（TOP 画面の「専門医制度」⇒「新専門医制度」⇒「共通講習/外科領域講習について」⇒「講習会検索（2018 年 4 月以降開催分）」）をご参照ください。

また、各医療機関や日本医師会・都道府県医師会等で開催されている講習会一覧については、日本専門医機構のホームページをご参照ください。

（日本専門医機構ホームページ：講習会について）

https://jmsb.or.jp/senmoni/#an08

Q３、学術業績・診療以外の活動実績とは何か？

A３、定期学術集会への参加や専門医試験の問題作成、学術雑誌の論文の査読等が該当します。

なお、新専門医の更新に際しては、日本外科学会定期学術集会に 5 年間のうちに必ず 1 回以上の参加が必須となります。

Q４、単位数はどのように算定されるのか？

A４、「ii） 専門医共通講習」・「iii） 外科領域講習」共に、1 時間の受講につき 1 単位として算定されます。

「iv）学術業績・診療以外の活動実績」については、日本外科学会や外科 6 サブスペシャルティ領域学会の定期学術集会への参加 1 回につき 2 単位として算定され､参加実績は 5 年間で最大 6 単位（上限 3 回）まで算定可能となります.

※講習会 1 回あたりの受講単位数について、共通講習は 2 時間以上の講習の場合も 2 単位が上限となります。なお、領域講習については上限がありません。

Q５、受講した講習会はどのように登録すれば良いのか？

A５、受講者には個別に受講証が発行され、更新時の証明に代えられます。

同受講証を個別に本会マイページのの「講習会受講状況」から新規登録することで、更新時に単位数として算定することができます。

なお、本会が管轄し、受付を行っている講習会（＊）につきましては、受講者の負担軽減のため、個別の受講証の登録を不要とします。

＊以下の講習会については、受講証の個別登録が不要です。

（⇒ただし､データの反映にはある程度お時間を要しますため､各種資格申請の締め切りが迫っているなどのご事情により至急の単位数反映が必要な場合に限りましては、ご自身により、上記手順にて登録することも可能です）

１）本会が主催する e ラーニング

２）外科 6 サブスペシャルティ領域学会が開催し、日本外科学会へ申請された各種講習会

３）その他、外科関連学会から日本外科学会へ申請された各種講習会

４）日本専門医機構が主催する共通講習の e ラーニング

## 《２、診療実績の証明について》

Q６、診療実績の証明とは何か？

A６、外科は、過去 5 年間に術者あるいは助手として 100 例以上の手術に従事し、NCD に登録していることが必要となります。手術の内容については「外科領域経験目標」に準じ、症例の内容は問いません。100 例以上の登録があれば、単位として算定し、一律 10 単位を付与します。

なお、症例数については、従来の学会認定の外科専門医更新と同様に、NCD（National Clinical Database）の症例データを用いて算定します。

Q７、NCD の登録はどのように行えば良いのか？

A７、NCD は医療施設単位で加入の上、当該施設においてカルテ等の記録を基にした症例登録が行われております。

※NCD では当年 1 月から 12 月までの手術症例は、原則として翌年 3 月末日を登録承認期限として受け付けが行われております。

※その他、NCD 登録の詳細などは、NCD 事務局へお問い合わせください。

（一般社団法人 National Clinical Database　ホームページ）

https://www.ncd.or.jp/

## 《３、外科サブスペシャルティとの「連動更新」について》

Q８、新制度でも連動更新は行われるのか？

A８、従来の学会認定の外科専門医におきましては、外科サブスペシャルティ（(消化器外科専門医、心臓血管外科専門医、呼吸器外科専門医、小児外科専門医）を取得済みの会員において、当該サブスペシャルティと連携して申請手続きを簡略化することが可能でありました（外科専門医とサブスペシャルティ専門医の連動更新)。

新制度においては乳腺専門医、内分泌外科専門医も参加の上、外科 6 サブスペシャルティとの連動更新に向けた協議を進めております。具体的な開始年度は方針が決定次第、改めてお知らせいたしますので、しばらくお待ちください。

## 《４、外科専門医の有効期限が令和 8（2026）年 12 月 31 日までの方限定》

Q９、必要となる講習会受講は何単位分となるのか？

A９、外科専門医の有効期限が令和 8（2026）年 12 月 31 日までの会員におかれましては、準備期間が短い事情を踏まえ、日本専門医機構と個別に交渉した結果、一部要件を緩和し、従来の学会認定の学会参加も加算できることとなりました。

必要単位数は以下となります。

i）診療実績の証明：10 単位

⇒Q6 の要件を充たすことで、自動的に 10 単位が付与されます。

ii）専門医共通講習： 8 単位（8 種すべて必修）

⇒Q1 の共通講習における 1）～8）の受講が必要となります。

iii）外科領域講習： 10 単位（このうち 5 単位は外科総論講習を必修）
⇒Q1 の領域講習を 10 単位分受講する必要があります。

iv）学術業績・診療以外の活動実績：2 単位
⇒本会定期学術集会 1 回以上の参加（2 単位/回）が必要となります。

ｖ）従来の学会認定の外科専門医更新に際しての研修実績：20 単位
⇒従来の学会認定の外科専門医更新に際しての研修実績として 20 単位が必要となります。
※ii)及び iii)については 1 時間あたり 1 単位の算定となりますが、ｖ）については 1 回の外科系定期学術集会への参加にて 5～10 単位として算定されます。算定方法の詳細は以下のホームページの「ｖ）学会認定専門医の更新に際しての単位算定」をご参照ください。

（日本専門医機構が認定する新専門医の更新要件について（有効期限が令和 8（2026）年 12 月 31 日の先生方向け））
https://www.jssoc.or.jp/modules/specialist/index.php?content_id=114

Ｑ１０、新専門医の更新が行えない場合はどうしたらよいのか？
Ａ１０、既に日本専門医機構の新専門医として認定されている会員において更新が行えない場合は、Q14 をご参照ください。

## 《５、外科専門医の有効期限が令和 9（2027）年 12 月 31 日までの方限定》

Ｑ１１、必要となる講習会受講は何単位分となるのか？
Ａ１１、外科専門医の有効期限が令和 9（2027）年 12 月 31 日までの会員におかれましては、準備期間が短い事情を踏まえ、日本専門医機構と個別に交渉した結果、一部要件を緩和し、従来の学会認定の学会参加も加算できることとなりました。
必要単位数は以下となります。

i）診療実績の証明：10 単位
⇒Q6 の要件を充たすことで、自動的に 10 単位が付与されます。

ii）専門医共通講習： 8 単位（8 種すべて必修）
⇒Q1 の共通講習における 1）～8）の受講が必要となります。

iii）外科領域講習： 15 単位（このうち 5 単位は外科総論講習を必修）
⇒Q1 の領域講習を 15 単位分受講する必要があります。

iv）学術業績・診療以外の活動実績：2 単位
⇒本会定期学術集会 1 回以上の参加（2 単位/回）が必要となります。

ｖ）従来の学会認定の外科専門医更新に際しての研修実績：15 単位
⇒従来の学会認定の外科専門医更新に際しての研修実績として 15 単位が必要となります。
※ii)及び iii)については 1 時間あたり 1 単位の算定となりますが、ｖ）については 1 回の外科系定期学術集会への参加にて 5～10 単位として算定されます。算定方法の詳細は以下のホームページの「ｖ）学会認定専門医の更新に際しての単位算定」をご参照ください。

（日本専門医機構が認定する新専門医の更新要件について（有効期限が令和 9（2027）年 12 月 31 日の先生方向け））
https://www.jssoc.or.jp/modules/specialist/index.php?content_id=115

Q１２、新専門医の更新が行えない場合はどうしたらよいのか？
A１２、既に日本専門医機構の新専門医として認定されている会員において更新が行えない場合は、Q14 をご参照ください。

## 《６、新専門医の更新が行えない場合について》

Q１３、新専門医の更新が行えない場合はどうすればよいのか？
A１３、新制度更新基準のうち、特別な理由（国内外の研究留学、病気療養、妊娠、出産、育児、介護、災害被災、管理職就任など）のために「診療実績の証明：過去 5 年の間に、NCD に登録した 100 例以上の手術に従事していること」のみを満たさない場合は、「認定登録医（＊1)」として登録できます。
＊1：認定登録医は標榜できませんが、次年度以降に規定の講習会受講及び診療経験（手術症例）を提出することで、新専門医へ再び移行することができます。
＊2：通算 3 回以上外科専門医を更新した場合の対応については、Q17 をご参照ください。

Q１４、認定登録医から新専門医へ移行するにはどうすればよいか？

A１４、認定登録医から新専門医へ移行する場合は、毎年の外科専門医更新申請受付時に、Web システムを介して申請を行ってください。

新専門医の更新要件を全て充たすことで､翌年 1 月 1 日付で新専門医として認定されます。

Q１５、認定登録医へも移行が難しい場合はどうすればよいか？

A１５、何らかの事情のため新制度の更新基準を満たせず、新専門医の更新ができなかった場合には、資格を失効します。ただし、失効後、所定の講習会受講の要件を充たすことで認定登録医として登録することができます｡認定登録医として登録することで､Q14 のとおり、新専門医の更新要件を充たすことで次年度以降に外科専門医へ移行することができます.

《７、その他》

Q１６、3 回以上外科専門医を更新した場合は、診療実績が免除されるのか？

A１６、通算 3 回新専門医を更新し、4 回目以降の更新を行うにあたりましては、診療実績の証明について、NCD 登録に基づく診療実績評価の他、所定の手術手技に関する動画視聴（e-テスト付き）により代替することができます（オンライン申請時のみに限り可能)。

※手術手技に関する動画は、申請受付期間内に限り、申請ページから視聴可能です。